

登園許可証明書（医師記入）

登園許可証明書

ひかり保育園まきの 園長殿

園児名 _____

病名【

症状が回復し集団生活に支障がない状態になったので

年 月 日から通園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

(印)

【保護者の方へ】この診断書は、医師により作成されるものです。医師名が記名されている診断書又は診断書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときは医師の押印がなくても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作成罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられています。保護者による無断作成や改変は行わないでください。

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもが一日中快適に生活できるよう、下記の感染症について証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようご配慮下さい。
症状のみで診断できる場合は病院での検査の必要はありません。医師の指示に従って下さい。

○医師が記入した証明書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1日前から発疹出現後の 4日間まで	解熱後 3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 2~4 時間から発病後 3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5日を経過し、かつ解熱した後 3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	症状がある期間（発症前 4~8 時間から発病後 5日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5日を経過し、かつ症状が軽快した後 1日経過するまで (無症状の感染者は、検体採取日を0日目として 5日経過すること)
風疹	発疹出現の 7日くらいから後 7日くらい	発疹が消失してから
水痘（みずぼうそう）	発疹出現 1~2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3日前から耳下腺腫脹後 4日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等が出現した数日間	主な症状が消え 2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強く、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、4~8 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1~2 週間、便から数週間～数ヶ月排出される。	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 2~4~8 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス）	症状がある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
アデノウイルス感染症（感染性胃腸炎、咽頭結膜熱以外）	急性期の最初の数日	医師により感染の恐れがないと認めるまで
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
その他の感染症	学校保健安全法施行規則 第 18 条に定められている感染症	